

太子町会計年度任用職員(放課後児童支援員) 募集要項

1 募集職種、必要資格等

職 種	放課後児童支援員
人 員	若干名
資格要件	<p>下記のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士、社会福祉士、教職員免許法に規定する免許状を有するもの（幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭等）。 ・ 大学、大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業したもの。 ・ 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したもの。 ・ 5年以上放課後児童健全育成事業に従事したもの。 <p>＊ 地方公務員法第16条（欠格事項）各号のいずれかに該当する人は、受験できません。</p> <p>(1) 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 太子町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
職務内容	授業終了後の児童の保育
勤務場所	町内小学校学童保育園

2 申込方法・受付期間

申 込 先	太子町役場 総務部総務課職員係 (TEL 079-277-1010 代表) 〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鶴 280-1
申込方法	市販の履歴書に写真を貼って提出してください。 ※ 職種を履歴書の上部余白に赤文字で明記してください。 ※ 複数の職種を希望する場合は、優先順位を各履歴書に記入してください。
受付期間	随時 午前8時30分～午後5時15分（ただし、土・日は除きます）

3 選考日・選考場所

選 考 日	随時（詳細については、申込者に別途連絡）
選考場所	太子町役場（太子町鶴 280-1）

4 選考方法・選考結果

選考方法	個別面接により行います。 ※ 内定者は、健康診断書により健康状態が確認でき次第、正式に採用を決定します。
選考結果	受験者全員に個人通知予定。

5 任用期間

任用期間	<p>採用日から令和7年3月31日まで（令和6年度）</p> <p>※ 任用開始後1か月間は、その職への適正を判断する期間である条件付採用期間（有給）とし、著しく公務の能率が低下する場合は、任用を打ち切る場合があります。</p> <p>※ 任用は原則1年ごとですが、翌年度も再度本職が設置された場合においては、令和6年度の勤務成績を基に再度の任用があります。また、会計年度制度の改正が行われた場合や、社会情勢の状況を鑑み、一般公募を行うことがあります。再度の受験により任用された場合は継続勤務をすることが可能であり、通算年数に係る上限等はありません。</p>
------	---

6 報酬・勤務時間等（町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の定めによる）

報酬等月額	<p>169,520円～176,720円（前歴等により決定します）</p> <p>※ 令和7年度に再度任用された場合は昇給があります。</p> <p>【年収換算】最高号給の場合年収280万円程度</p>
期末手当	<p>町条例等の定めによる</p> <p>【例】令和6年度：6月と12月に給料の1.225月分（採用初年度の6月は30%）</p>
その他手当	<p>町条例等の定めにより別途支給される場合があります。</p>
勤務時間	<p>月曜日から金曜日の役場開庁日で週5日（週31時間勤務、休憩45分）</p> <p>・通常</p> <p>①【1日】11時15分から19時00分までの実働7時間勤務（休憩45分）</p> <p>②【①以外の4日】13時00分から19時までの6時間勤務</p> <p>・第1,3土曜日（年8～9回程度）、学校行事の振替休日等の学童開園日、長期休業期間（春休み、夏休み、冬休み）</p> <p>①【1日】7時30分から19時までの間で実働7時間勤務（休憩45分）</p> <p>②【①以外の4日】7時30分から19時までの間で6時間勤務</p> <p>※ 時間外勤務については、勤務時間の振替にて対応。</p>
休暇	<p>年次休暇：令和6年度 62時間 特別休暇：夏季休暇、忌引休暇 等</p>
保険	<p>健康保険・厚生年金・雇用保険・労働者災害補償保険加入</p>
交通費等	<p>自宅から勤務場所までの距離が2km以上の場合、町規定に基づき交通費を支給。なお、自動車通勤は、駐車場の規模を考慮し3km以上の場合のみ可としています。</p>

* 給料月額及び期末手当の支給率は、令和6年4月時点のものです。

7 服務関係

適用規定	<p>地方公務員法（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となることがあります。また、営利企業への従事等（副業）の制限は適用除外となりますが、職務専念義務との兼ね合いから、本業務への影響がない程度での従事を原則とします。</p>
------	--